

京都市上下水道局告示第46号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号及び第3号の規定に基づき代表者及び営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和3年11月17日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市伏見区醍醐外山街道町7番地の50

株式会社 舟越工業所

代表取締役 舟越 大輔

2 変更事項

(1) (代表者の変更)

舟越 幹男 から 舟越 大輔 に変更

(2) (営業所所在地の変更)

京都市山科区西野榎本町78番地の5 から

京都市伏見区醍醐外山街道町7番地の50 に変更

(上下水道局下水道部管理課)